

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

概要

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内を取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額^(※)

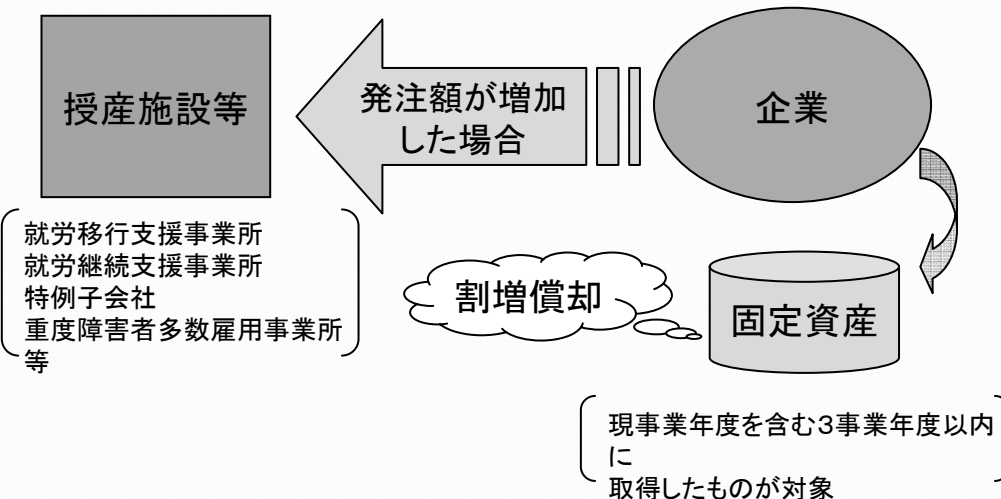
(※) 固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- **5年間**の時限措置
 - ・ 企業（法人）：平成20年4月1日～平成25年 3月31日
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～平成25年12月31日

対象となる発注先

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設（身体・知的・精神）
- ・ 旧福祉工場（身体・知的・精神）
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額}^{\text{(※)}}$$

(※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。)

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・ 発注増加額が20万円の場合

$$\begin{aligned} \text{普通償却限度額 (①)} &= 1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円} \\ \text{発注増加額 (②)} &= 20\text{万円} \\ \text{(合計) 償却限度額 (①+②)} &= 120\text{万円} \end{aligned}$$

例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額（100万円）の30%（30万円）が限度となるため、償却限度額は130万円となる。